

番号	頁	意見を付した所属	意見等の内容	意見等に対する事業予定者の見解
1	(全般的事項)	県警本部 交通規制課	本線道路と既設道路を平面交差により連結すると、連結場所における新たな渋滞発生による大気汚染が懸念されるのみならず、同所において交通事故発生リスクが高まることから、交通相互に及ぼす影響が少ない立体交差により連結する計画を原則としてください。 なお、沿道利用が必要な箇所には、本線道路に沿った側道を設ける計画としてください。	今後、事業の詳細な計画の検討にあたっては、事業実施段階において、交通安全の確保に十分配慮します。 側道の設置や県道、町道の交差点改良に関しては、事業実施段階において地域の交通状況や周辺道路の整備状況を踏まえ、関係機関と協議等を行います。
2	(全般的事項)	流域政策局	流域変更は原則禁止としています。道路の排水計画の検討にあたっては、現状の流域界を変更しない計画としてください。	路面排水の処理方法については、事業実施段階で検討していくこととしています。検討にあたっては、流域界を変更しないように留意します。
3	(全般的事項)	流域政策局	道路構造が大規模な盛土形式となる場合は、滋賀県流域治水の推進に関する条例第25条に基づき、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないよう配慮しなければならぬこととされていますので、留意願います。	詳細な構造などについては、事業実施段階で検討していくこととしています。検討にあたっては、浸水被害が生じないように配慮します。
4	(全般的事項)	流域政策局	河川に隣接する低地や窪地等において、霞堤等により貯留機能や内水排除機能を有することが明らかでない土地がある場合は、その土地が元来有している機能等に配慮をお願いします。	詳細な計画の検討にあたっては、その土地が元来有している機能等を保全することに配慮します。
5	(全般的事項)	流域政策局	一級河川の河川区域及び河川保全区域内において、土地の掘削、盛土もしくは切土その他土地の形状を変更する行為を行う場合、または新たに工作物を設置する場合は、当該管内の土木事務所管理調整課と協議の上、河川法に基づく許可を得てください。	事業実施段階において、必要に応じて、当該管内の土木事務所管理調整課と協議の上、河川法に基づく必要な許可申請を行います。
6	(全般的事項)	自然環境保全課	当該事業計画地は、湖東県立自然公園特別地域内であり、滋賀県立自然公園条例第16条第3項の規定による許可申請が必要です。	事業実施段階において、条例に基づく必要な許可、申請を行い、事業を実施してまいります。
7	準備書 4-2-118	森林政策課 森林保全課	環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象および当該対象に係る規制の内容その他の状況において、「森林法第二十五条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林」として言及されていますが、それ以外の保安林(地番指定)についても把握が必要です。また、森林法においては、保安林だけでなく同法第五条による地域森林計画対象森林にも規制がかけられています。	環境影響評価図書における保安林の記載については、「道路事業に関する環境影響評価の実施について」及び「道路環境影響評価の技術手法」に基づき、他事例を参考に左記のとおり保健保安林及び風致保安林の状況について整理しております。 なお、事業実施段階においては、上記の保安林以外についても把握の上、森林法に基づく必要な許可、申請を行い、事業を実施してまいります。
8	準備書 6-1	都市計画課	環境影響評価準備書6-1頁の表6-1(1)内の(1)等にて『「滋賀県景観計画(平成21年3月滋賀県)」とありますが、同計画は令和4年3月に改正されています。このため、改正後の計画の区域区分ごとの景観形成基準に適合するよう事業を計画してください。	ご指摘の内容については、評価書において修正します。 事業の計画については、改正後の計画の区域区分ごとの景観形成基準を踏まえ検討します。
9	準備書 11-1-105	東近江環境事務所	P11-1-105の2段落目で二酸化窒素の道路寄与濃度の年平均値を環境基準と比較してあるが妥当か。(環境基準は、地域の環境保全上の目標であるため、他の要素と総合して達成が求められる。)	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準との比較は、P11-1-128-129に示すとおり道路寄与濃度とバックグラウンド濃度(周辺地域の実測値)の合計値で比較しております。
10	準備書 11-2-101	東近江環境事務所	P11-2-101の「2」基準又は・・・」の2、3段落目にある「E②東近江市五個荘奥町」について、「対象道路以外の道路の影響分が基準又は目標を超過」とあるが、「当該道路管理者及び事業者が連携・調整を図りながら、・・・」として、将来的な交通量の状況等に依じた対策をうけている。一方で、P11-2-18の表11-2-18では、予測若しくは調査地点が一致しているかは不明なものの、同じ地域(東近江市五個荘奥町の北側と想定される)の現況値が64dBとされており、P11-2-103の表11-2-36(2)の同地域北側近接空間の予測値69dBと増加している。 本事業の影響により、騒音が大きくなる(交通量が增大する)との想定であるのなら、現時点で積極的に環境保全対策を検討するか、将来の状況に関し、一定期間事後調査するなどを検討すべきでないか。	ご指摘のとおり、表11-2-18の「E②東近江市五個荘奥町」の現況値の地点と表11-2-36(2)の「E②東近江市五個荘奥町」の予測値の地点はほぼ同地点であり、現況値より将来の予測値が増加します。ただし、環境保全措置は、基準又は目標を超えた場合に検討しており、また、当該地域は、対象道路以外の道路の寄与が高く、対象道路の寄与は対象道路以外の道路の寄与を押し上げるレベルではないため、環境保全措置は検討しておりません。 対象道路以外の道路においては、当該道路管理者及び事業者が連携・調整を図りながら、将来における交通量の状況等を勘案し、必要に応じて環境保全対策を講じます。
11	準備書 11-6	東近江環境事務所	本事業供用後に起こりうる、事故や非常時においても環境への悪影響を生じないよう必要な対策について検討すること。例えば、本事業ではいくつかの主要河川に橋を架けて横断する計画であるため、橋上で発生した事故などにより流出した油が、河川に直接流入することのリスクが大きいと思われる。このようリスクの低減策について、記述すること。	環境影響評価では、事故や非常時における影響については、検討対象としておりませんが、事故などにより流出した油は、河川等の公共用水域に直接流入させないよう排水計画等において留意するとともに、道路管理上、早急な処理に努めます。 なお、現段階で予測し得なかった著しい影響がみられた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じます。
12	準備書 11-6	農政課	環境影響評価準備書第11章第6節における日照障害について、集団的農地を分断するようなルート設定がなされたことにより、高架周辺の農地における日照不足に伴う生育不良等営農への支障が生じることが懸念されますので、環境影響評価書において、営農への支障に対する評価等をしていただきますようお願いいたします。	環境影響評価における日照障害については、住居等の保全対象が現在存在する、または、都市計画上及び土地利用上から将来の立地が計画されている場合に、実行可能な範囲内で環境への影響を回避・低減することを目的として検討を行っています。 農作物については、環境影響評価における検討対象としておりませんが、事業実施段階、または、供用後において農作物に問題が生じた場合、本事業との関連が明らかになれば、補償等の適切な措置を講じることとします。
13	準備書 11-13-89	自然環境保全課	当該事業計画地周辺には、自然環境保全条例第21条に基づき自然記念物として指定されている「多賀大社のケヤキ(飯盛木)」がありますので、影響を及ぼさないように注意願います。	準備書p.11-13-188に有形の文化財として「飯森木(男飯森木・女飯森木)」を掲載しており、本事業による影響は生じないと予測しております。
14	準備書 11-13	文化財保護課	事業対象地には佐和山城跡をはじめとした埋蔵文化財包蔵地が多数所在・近接しております。そのため埋蔵文化財包蔵地を極力回避し現状保存するなどの保存措置が必要です。	埋蔵文化財包蔵地については、事業実施段階において「文化財保護法」等に基づき、関係機関と協議・連携の上、適切な措置を講じます。
15	要約書 11-20	自然環境保全課	『要約書』の「表11-1(19) 環境影響評価の結果」(p.11-20)の「調査結果」欄の分類群ごとの「概況」の記述における確認種の例示について 環境影響評価では、RDB掲載種等影響を受ける場合にその回避策が求められるものを「重要種」として位置づけ個別に影響評価が行われ、本報告書の本編でも踏襲されているとおりです。今回の調査結果では、数々の「重要種」が確認されており、本編でそれぞれ影響評価がなされています。ところが、『要約書』の調査結果概況の記述において、例示されている確認種は、特に哺乳類、魚類、昆虫類、底生動物、陸産貝類では、重要種ではない種が多く例示され、重要種のなかでもRDBカテゴリーの評価が低いものが選ばれている傾向が認められます。「概況」において確認されるこうした例示傾向は、高頻度で確認されたものを中心に選定したことによるものか、RDBカテゴリー評価の高いものは分布情報をなるべく公開しない配慮によるものかもしれませんが、その結果、現地調査によって、RDBカテゴリーの高い種の生息・生育がまったく確認できておらず、重要種への配慮が不要であるかのような印象を与えるもので、誤解を招く懸念も抱かれます。	ご指摘の「表11-1(19) 環境影響評価の結果」(p.11-20)の「調査結果」は生態系の調査結果になります。生態系の調査結果については、地域を特徴づける生態系の区分として、「山地・丘陵地」「低地・台地」「河川」の3つに区分しており、区分した地域を特徴づける生態系の注目種・群集を整理しています。 重要種につきましては、「表11-1(17) 環境影響評価の結果」(p.11-18)、「表11-1(18) 環境影響評価の結果」(p.11-19)の動物、植物の結果を参照ください。